

犬山市宅地開発事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、都市的低未利用地の宅地化を誘導することにより、定住人口の増加及び秩序ある市街地の形成を図るため、宅地開発事業を実施する者に対し交付する犬山市宅地開発事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市的低未利用地 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域内に存在する私有地のうち、現況において宅地として利用されていない土地をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内の土地を除く。
- (2) 宅地開発事業 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業で、宅地分譲として第三者に販売提供する目的で行うものをいう。
- (3) 宅地分譲予定区域 都市計画法第4条第13項に規定する開発区域（以下「開発区域」という。）のうち、建築物等の建築を予定する敷地及びその敷地に接する道路の新設を予定する区域をいう。

（補助の対象）

第3条 補助金の対象となる宅地開発事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 都市的低未利用地で実施される1,000平方メートル以上の宅地開発事業であり、かつ、開発区域内で宅地分譲予定区域に接続させるための道路の新設又は拡幅を行うもの

- (2) 予定建築物の用途が一戸建て専用住宅であるもの
- (3) 1区画当たりの面積（敷地延長部分を除く。）がすべて160平方メートル以上であるもの。
- (4) 開発行為により新設又は拡幅された道路（土地を含む。）のすべてを無償で市に帰属させるもの。ただし、市長が別に定める基準に適合するものに限る。
- (5) 各区画が接する道路の有効幅員が6メートル以上であり、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定する接道要件を満たすもの

2 補助事業の実施期間は、第7条の交付決定の日からその日の属する年度の2月末日までとする。ただし、補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該交付決定の日の属する年度の翌年度の2月末日までとすることができる。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる面積の合計に1平方メートルあたり5,000円を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 宅地分譲を予定する区域に接続させるための道路で、新設又は拡幅する部分の面積
- (2) 宅地分譲を予定する区域内に新設する道路で、幅員4mを超える部分の面積

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する日の60日前までに犬山市宅地開発事業補助金交付事前協議書（様式第1）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市宅地開発事業補助金交付事前協議結果通知書（様式第2）により協議した者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者（以下「事前協議済者」という。）は、事業区域、区画数、区画の形状若しくは道路の形状又は工事施工の予定年度を変更しようとするときは、犬山市宅地開発事業補助金交付変更事前協議書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする理由を示す書面
- (2) 変更事項の新旧対照表
- (3) 変更箇所が確認できる図面

4 市長は、前項の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市宅地開発事業補助金交付変更事前協議結果通知書（様式第4）により、事前協議済者に通知するものとする。

（交付申請）

第6条 事前協議済者は、補助事業に着手する日の30日前までに犬山市宅地開発事業補助金交付申請書（様式第5）に都市計画法第29条の許可に係る許可書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付し、犬山市宅地開発事業補助金交付決定通知書（様式第6）により事前協議済者に通知するものとする。

（工事着手の届出）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に関する工事に着手する前に、宅地開発事業工事着手届（様式第7）に工事工程表（様式第8）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 交付決定者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ犬山市宅地開発事業補助金交付決定変更申請書（様式第

9) を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業区域、区画数、区画の形状又は道路の形状
- (2) 補助金の額
- (3) 予定の工期

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更しようとする理由を示す書面
- (2) 変更事項の新旧対照表
- (3) 変更箇所が確認できる図面

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市宅地開発事業補助金交付決定変更通知書（様式第10）により交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 事前協議済者及び交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、犬山市宅地開発事業補助金交付中止届出書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業に関する工事が完了したときは、犬山市宅地開発事業補助金交付完了実績報告書（様式第12）に出来形測定図（補助対象となる道路の面積部分が明示されたものに限る。）並びに工事施工前、施工中及び完了時の写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに現地を確認し、同項の報告書及び関係書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市宅地開発事業補助金交付確定通知書（様式第13）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 3 条 交付決定者は、補助金を請求するときは、犬山市宅地開発事業補助金交付請求書（様式第 1 4）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 1 4 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定時又は変更交付決定時の計画と著しく出来形が相違するとき。
- (3) 第 7 条の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還等)

第 1 5 条 市長は、前条の取消しを場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

2 前条の取消しを受けた者は、取消しを受けた日以後、補助金の交付申請を行うことができないものとする。

(補則)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第 7 条の交付決定をした補助金については、同日後もその効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、令和２年５月２２日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- １ この要綱は、令和４年３月１６日から施行する。ただし、様式第１４の改正規定は、同年４月１日に施行する。
- ２ この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- １ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

書類種別	縮尺等	明示すべき事項及び摘要
位置図	1 / 2 , 5 0 0 以上（都市計画図に限る。）	図面名称 方位 縮尺 事業区域（赤色枠） 排水先河川への経路 駐車場の位置及び距離 消防水利の位置及び距離
土地公図の 写し		図面名称 方位 縮尺 事業区域（赤色枠） 写しの交付を受けた場所及び 写しの交付を受けた年月日 （事業区域に接する土地が別 図となる場合は、別図も添付 すること。）
土地の登記 全部事項証 明書		事業区域内全て （発行後 3 か月以内のものに 限る。写しも可）
求積図		図面名称 方位 縮尺 検測者の資格・氏名
現況図		図面名称 方位 縮尺 現況写真の撮影箇所及び方向

現況写真	2枚以上	撮影箇所がわかる表示及び撮影日
土地利用計画図	1 / 1, 000以上	図面名称 方位 縮尺 事業区域（赤色枠） 事業区域内の公共施設（道路を含む。）の位置、形状及び面積（幅員） 開発区域外の道路の位置、形状及び幅員 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 消防水利、調整池、擁壁、法面の位置及び形状 予定建築物の用途、面積及び地盤高 （補助対象となる道路部分を黄色網掛け又は黄色透過により塗りつぶすこと。）
その他市長が必要と認める書類		市長が指示する事項